

農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

農林水産事務次官依命通知
平成26年2月6日付け25経営第3140号

最終改正 平成28年10月11日付け28経営第1639号

(通則)

第1 農地集積・集約化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1から3までの補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農地中間管理機構事業
- (2) 機構集積協力金交付事業
- (3) 農地情報公開システム本格稼働加速化事業
- (4) 機構集積支援事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1から3までに定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

- (2) 別表 1 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表 1 の区分の欄の 2 の経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用
- (4) 別表 2 の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (5) 別表 3 の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における流用(ただし、(2)の経費から(1)又は(3)の経費への流用は除く。)

(申請手続)

第 4 適正化法第 5 条、適正化法施行令第 3 条及び交付規則第 2 条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとし、正副 2 部を地方農政局長等(北海道並びに別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表 2 の区分の欄の 3 の事業、別表 2 の区分の欄の 4 の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表 3 の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第 5 交付規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第 6 地方農政局長等は、第 4 第 1 項の規定による申請書の提出があつたときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 7 補助事業者は、適正化法第 9 条第 1 項、交付規則第 4 条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

第 8 別表 2 の区分の欄の 1 の経費の欄に掲げる(2)の事業、別表 2 の区分の欄の 3 の事

業、別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(4)の事業及び別表3の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、本要綱の関係条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

2 民間団体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 民間団体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第1号-2による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第9 補助事業者は、交付規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合（第10に定める軽微な変更を除く。）には、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（軽微な変更）

第10 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払等の請求）

第11 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第3号-1による支払請求書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第3号-2による概算払請求書正副2部を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

（事業遅延の届出）

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号-2による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項の規定は、別表1の区分の欄に掲げる事業については適用しない。

（実績報告）

第14 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第5号-1による基金造成完了報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 別表2及び3の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第5号-2による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第4第2項のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第4第2項のただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした補助事業者は、第2項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）の日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15 地方農政局長等は、第14第1項又は第2項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、

既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16 地方農政局長等は、第9の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規

則第5条により定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

（補助金の経理）

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（報告）

- 第20 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第21 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8から第19までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式9による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（基本的事項の公表）

- 第22 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の名称、基金の額、

国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第23 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業等に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業等の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に地方農政局長等に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第24 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定める基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第25 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第26 基金は、実施要綱第3の1の（1）から（3）、第3の2及び3に規定する事業以外の用途に使用してはならない。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第27 別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第17から第19まで及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第28 地方農政局長等は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(農地情報公開システム整備事業資金の取扱い)

第29 実施要綱第3の3の(1)に規定する農地情報公開システム整備事業に必要な資金造成のため、平成25年度補正予算により全国農業会議所に交付した経費については、第22から第28までの規定を適用するものとする。

附 則 (平成26年2月6日付け25経営第3140号)

1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日付け25経営第3140号-1)

1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

3 この通知の施行に伴い、農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和48年8月27日付け48構改B第2482号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則 (平成27年2月3日付け 26経営第2810号)

1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則 (平成27年4月9日付け 26経営第2810号-1)

1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、第29に関してはこの限りではない。

附 則 (平成27年10月1日付け 27経営第1572号)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日付け 27経営第3242号)

1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。

2 「農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱の一部改正について」(平成26年3月31日付け25経営第3140号-1農林水産事務次官依命通知)附則第3項ただし書の規定によりなお従前の例によるものとされた同項の規定による廃止前の農地保有合理化促進対策費補助金交付要綱(昭和48年8月27日付け48構改B第2482号農林事務次官依命通知)第9ア及びイに掲げる基金については、平成28年4月1日付けで統合し、統合後の名称は担い手支援貸付原資基金とする。なお、統合後においても統合前の基金ごとに区分経理を行うものとする。

- 3 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成28年10月11日付け 28経営第1639号）

- 1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1（第2、第3、第10、第11、第13、第14、第22、第23、第24、第25及び第27関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間 管理機構事 業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する借受農地管理等事業に 必要な資金の造成に要する経費	定 額	都道府県		事業の新設、又は 廃止
2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の2 に規定する次の事業に必要な資金 の造成に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	定 額	都道府県		事業の新設、又は 廃止

別表2（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)農地中間管理事業等推進事業 ア 都道府県推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業 (2)企業参入促進事業	定額	都道府県	ア及びイの経費の合計額の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
		定額	農林水産省経営局長が別に定める公募要領に基づき応募した者から選定された団体		
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	定額	都道府県	(1)から(4)の経費の合計額の30%を超える増減 経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における経費の増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
3 農地情報公開システム本格稼働加速化事業	補助事業者が実施要綱第3の4に掲げる事業に要する経費	定額	全国農業委員会ネットワーク機構	経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
4 機構集積支援事業	補助事業者が実施要綱第3の5に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2)農地の有効利用を図るための支援事業 (3)広域的な農地利用調整活動等への支援事業 (4)全国的な農地利用調整活動等への支援事業 ア 情報収集・分析事業 イ 情報提供・指導事業	定額	都道府県	経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業の相互間における経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更 事業の新設、又は廃止
		定額	都道府県		
		定額	都道府県		
		定額	全国農業委員会ネットワーク機構	経費の欄に掲げるアの事業とイの事業の相互間における経費の増減	

別表3（第2、第3、第4、第8、第10、第11及び第14関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理 機構事業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>(1) 都道府県指導推進整備費 都道府県が農地中間管理機構等に対し指導及び連絡等を行うのに要する経費</p> <p>(2) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務及び畜産環境リース事業として行う農業用機械・施設の管理業務等に要する次の経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費</p> <p>イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費</p> <p>ウ 登記申請書</p> <p>エ 登記関係証明書</p> <p>オ 諸税</p> <p>カ 金銭消費貸借契約費</p> <p>キ 対価賃借料徴収支払関係費</p> <p>ク 財産管理費</p> <p>ケ 測量費</p> <p>コ 通信費</p> <p>サ 旅費</p> <p>シ 資金回収事務費</p> <p>ス 信託・出資検討会費</p> <p>セ 農地管理業務費</p> <p>ソ 委託契約印紙税</p> <p>タ 連携強化活動費</p> <p>農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施</p>	<p>当該補助事業費の1/2以内</p> <p>当該間接補助事業費の6/10以内</p>	<p>都道府県</p> <p>都道府県</p>	<p>事業実施主体の変更</p> <p>事業の新設、又は廃止</p>	

<p>に関する団体等との連携活動に要する経費</p> <p>(3)機構事業費 賃借料前払資金助成費 農地中間管理機構等が農用地等の賃借料の3から10年分の前払いに要する資金を借入金により調達した場合の当該借入利息の支払に要する経費に対し、都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費及び市町村が補助する場合における当該経費につき都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費（一般タイプ）</p>	<p>当該間接補助事業費の6/10以内</p>	<p>都道府県</p>		
<p>(4)支援法人費 公益社団法人全国農地保有合理化協会が農地集積・集約化のため行う事業に要する次に掲げる経費 ア 支援法人指導推進等整備費 農地中間管理機構等に対し金融機関から調達する農地の買入資金等の貸付けを行うための体制整備等に要する経費 イ 借入資金利子助成費 農地中間管理機構等が売買支援実施要綱第4の1の事業を実施するための資金の調達に要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>公益社団法人全国農地保有合理化協会</p>		

(用語の定義)

- ※全国農業委員会ネットワーク機構：農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構
- ※農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）
- ※売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（5に規定する事業を除く。）
- ※農地売渡信託等事業：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第2号に規定する事業
- ※農地所有適格法人出資育成事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業
- ※畜産環境リース事業：経営構造改革緊急加速リース支援事業実施要領（平成16年4月1日付け15経営第7174号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する畜産環境対応リース事業
- ※公益社団法人全国農地保有合理化協会：平成25年4月1日に公益社団法人全国農地保有合理化協会という名称で設立された団体

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）*交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔大臣の交付決定を受ける場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受ける場合は
内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表1の区分の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） （A+B）	負担区分		備 考
		国庫補助金 （A）	その他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

- 4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

都道府県の補助金交付規程又は要綱等

(注) 2の様式は、実施要綱第6の2に定める都道府県基金造成計画に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）*交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔大臣の交付決定を受ける場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受ける場合は
内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表2の区分の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（実績）
- 3 経費の配分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分			備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	
	円	円	円	円	
合 計					

別表2の区分の欄の3及び4の経費の欄に掲げる(4)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	全国農業委員会 ネットワーク機構 (B)	
	円	円	円	
合 計				

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別表2の区分の欄の4の経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業を実施する場合

区 分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	都道府県 農業委員 会ネットワーク 機構 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

※都道府県農業委員会ネットワーク機構とは、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 都道府県の補助金交付規程又は要綱等
 - (2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
 - (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）
- (注) 2の様式は、実施要綱第7の1、第8の1及び第10の1に定める事業計画等に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

（別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費に係る事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）*交付申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受ける場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受ける場合は
内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までのうち該当する経費名を記載する。

1 事業の目的

（注）本要綱別表3の経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費ごとに記入すること。

2 事業の内容

(1) 都道府県指導推進整備事業計画（又は実績） (実施主体：)

区 分	回 数	人 数	内 容
農地中間管理機構等の指導	回	延 人	
会議開催			

(2) 機構業務・機構事業

ア 事業推進計画（又は実績） (実施主体：)

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳
2 諸税		筆	
3 財産管理費			委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
(1)見回り	回	延 人	
(2)除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費	回	延 人	

(保全検討会)					
9 印紙税				部	
10 連携強化活動費					地区数 地区
(1) 連携強化活動手当				延 人	
(2) 資料作成作業員				延 人	
(3) 連携協議会開催費		回		延 人	
(4) 連携調査旅費		回		延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

（実施主体： ）

区分	一般農地			未墾地			農業用施設用地等			農業用施設等		合計			
	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	面積	価額	件数	価額	件数	面積	価額	
	件	10a	千円	件	10a	千円	件	10a	千円	件	千円	件	10a	千円	
売	前年度末保有量	担い手支援（売買）													
		特 別 タイプ	担い手育成タイプ												
			長期育成タイプ	うち総合支援事業											
				一時払い型											
		分割払い型													
	小 計														
	本年 度	買入	担い手支援（売買）												
		売	担い手支援（売買）												
			特 別 タイプ	担い手育成タイプ											
				長期育成タイプ	うち総合支援事業										
		一時払い型													
	分割払い型														
	小 計														
	買 分	一時 貸付	担い手支援（売買）												
			特 別 タイプ	担い手育成タイプ											
				長期育成タイプ	うち総合支援事業										
一時払い型															
分割払い型															
小 計															
本年度末保有量	特 別 タイプ	担い手支援（売買）													
		長期育成タイプ	担い手育成タイプ												
			うち総合支援事業												
	一時払い型														
	分割払い型														
小 計															
貸	前年度末 保有量	賃 貸 借	一般タイプ												
			担い手支援（貸借）												
		使用貸借	一般タイプ												
			担い手支援（貸借）												
			一般タイプ												
	本年 度 分	借 入	担い手支援（貸借）												
			一般タイプ												
		継続貸付	担い手支援（貸借）												
			一般タイプ												
			担い手支援（貸借）												
新規貸付	一般タイプ														
	担い手支援（貸借）														
	一般タイプ														
解 約	担い手支援（貸借）														
	一般タイプ														

	返 還	担い手支援 (貸借)													
本年度末	貸 貸 借	一般タイプ													
		担い手支援 (貸借)													
保 有 量	使用貸借	一般タイプ													
		担い手支援 (貸借)													
	未 貸 付	担い手支援 (貸借)													

- (注) 1 担い手支援 (売買) は、売買支援実施要綱 (平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知) 第4の1の(2)の事業を、担い手支援 (貸借) は、同要綱第4の1の(1)の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受=買入、譲渡=売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
- なお、長期育成タイプのうち分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する (年払いについては価額の記載を要しない)。
- なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、担い手支援 (売買)、特別タイプ及び総合支援事業の農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

ウ 農用地等買入等資金導入計画 (又は実績) (実施主体:) (単位: 円)

区 分	A	B	C	D		国庫補助金 (D×6/10)	備考
				補助対象額			
				α率	金額 (C×α)		
賃借料前払資金	一般タイプ		年間平均 借入残高 $\frac{A-B}{365}$				

- (注) 1 A欄は、当該年度4月1日現在における前払いされた支出額の残高に、年間の日数(365日又は366日) (手形借入れによる借換えがある場合は当該日数1日を加えた日数。) を乗じて得た額を記入すること。
- なお、支払額には、利払いのための借入金を含むものとする。
- 2 B欄は、個々の農用地等の賃借料の徴収額に、当該賃借料の徴収金額の収入日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得た額との合計額を記入すること。
- 3 D欄のα率は、別途農林水産省経営局長が定める数値によること。

エ 経営構造改革緊急加速リース支援事業計画 (又は実績)

事業実施主体名	業務費内訳	員 数	事業費	国 費

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要 する経費 (又 は補助事業に 要した経費) (A)+(B)	負 担 区 分					経費積算 の基礎
			国 庫 補助金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	

農地売買支援事業費	円	円	円	円	円	円	円
(1) 都道府県指導推進整備費							
(2) 機構業務費							
(3) 機構事業費							
賃借料前払資金助成費							
合 計							

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
都 道 府 県 費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費	円	円	円	円	
(1) 都道府県指導推進整備費					
(2) 機構業務費					
(3) 機構事業費					
賃借料前払資金助成費					
合 計					

6 添付資料

補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

別紙様式第1号（第4関係）（その4）

（別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費に係る事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）*交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇 〇 〇 〇 殿

住 所
公益社団法人全国農地保有合理化協会
会 長 氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化対策事業費補助金
交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄に掲げる(4)の経費名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 農地売買支援事業推進指導計画（又は実績）

ア 指導計画等（又は実績）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 事業推進指導	回	延 人	
2 現地検討会	回	延 人	
3 中央検討会	回	延 人	
4 事業調査	回	延 人	
5 資料作成			
(1) 現地検討会			部
(2) 中央検討会			部
(3) 調査結果			部

イ 事業推進資料作成計画（又は実績）

資 料 名	部 数	主な配布先	資 料 の 内 容

(2) 農地及び事業相談活動計画（又は実績）

開 催 時 期	人 員	内 容	備 考
月 日	人		(実績：相談件数 件)

(3) 農地中間管理機構職員研修計画（又は実績）

開 催 時 期	出 席 人 員	指 導 概 要	備 考
月 日	人		

(4) 連携支援体制機能管理運営整備計画（又は実績）

区 分	時 期	回 数	員 数	内 容	備 考
1 情報提供機能管理運営費 (1) データベース設定 (2) データベース作成 (3) データマップ整備		回	延 人		
2 情報集約機能管理運営費 (1) 入力・取りまとめ作業 (2) 集計分析調査員 (3) 集計結果資料作成		回 回	延 人 延 人		部
3 システム管理費 (1) パソコンリース (2) パソコン保守					台 台

(5) 無利子貸付資金償還業務計画（又は実績）

区 分	時 期	回 数	員 数	業 務 内 容	備 考
1 償還担当員		回	延 人		
2 償還業務		回	延 人		
3 貸付金管理運営					
4 債権管理 (1) 調査資料作成 (2) 現地調査 (3) 外部監査		回 回			部 人 人

(6) 借入金貸付業務体制整備計画（又は実績）

区 分	時 期	回 数	員 数	体 制 整 備 内 容	備 考
1 資金調達業務 (1) 市場調査 (2) 資金調達		回 回 回	延 人		
2 借入金管理業務 (1) 償還件数		回	延 人		人
3 貸付業務 (1) 貸付件数		回	延 人		人
4 債権管理業務 (1) 調査資料作成 (2) 現地調査		回 回	延 人		部 人
5 貸付審査業務 (1) 貸付審査会 (2) 外部監査		回 回	延 延 人		人 人
6 貸付業務活動計画 (1) 借入金管理システム a システム開発 b システム保守 c パソコンリース d パソコン保守 (2) 作業場所					台 台 ㎡

(7) 差損助成計画（又は実績）

(単位：㎡、円)

都道府 県	助成対象買入農用地等面 積			売渡価 格	対応す る買入 価格	差引	貸付料 収入総 額	売買差 損額	事業対 象差損 額	助成金 額	農地中 間管理 機構自 己負担 額	都道府 県助成 額
	農用地	施設用 地	計	A	B	C=B-A	D	E=C-D	F=C-D (※)	G=F ×9/10		
計												

(※)：Fの額がBの10%超の場合、Fは10%を上限とする。

(8) 借入資金利子助成計画（又は実績）

借入年度	借入額	借入利率	利払額	備考
平成 年度	円	%	円	
合 計				

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分		経 費 積算の 基 礎
		国庫補助金 (A)	公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費 (B)	
農地売買支援事業費（支援法人費） 1 支援法人指導推進等整備費 (1) 事業推進指導費 (2) 指導助言活動旅費 (3) 農地相談活動費 (4) 事業相談活動費 (5) 農地中間管理機構職員研修費 (6) 連携支援体制機能管理運営費 (7) 無利子貸付資金償還業務費 (8) 借入資金貸付業務体制整備費 (9) 差損助成費 2 借入資金利子助成費	円	円	円	
合 計				

(注) 事業実施年度の4月1日から補助事業に要する（要した）経費を計上することができる。

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
公益社団法人 全国農地保有 合理化協会費					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
農地売買支援事業費（支援法人費）	円	円	円	円	
1 支援法人指導推進等整備費					
(1) 事業推進指導費					
(2) 指導助言活動旅費					
(3) 農地相談活動費					
(4) 事業相談活動費					
(5) 農地中間管理機構職員研修費					
(6) 連携支援体制機能管理運営費					
(7) 無利子貸付資金償還業務費					
(8) 借入資金貸付業務体制整備費					
(9) 差損助成費					
2 借入資金利子助成費					
合 計					

6 添付資料

- (1) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の定款
- (2) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の資産及び負債に関する書類
- (3) 公益社団法人全国農地保有合理化協会の収支予算

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事契約」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき申請する。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
(以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。)

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
4 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号-1 (第11第1項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)支払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長

官署支出官地方農政局総務部長 殿

(北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務管理官 殿)

大臣の交付決定を受けている場合は官署支出官農
林水産省大臣官房予算課経理調査官
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長総務部長

住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化
対策事業費補助金交付要綱第11第1項の規定に基づき、金 円を交付されたく請求する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

別記様式第3号-2 (第11第2項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

官署支出官地方農政局総務部長 殿

(北陸農政局、東海農政局、近畿農政局及び中国四国農政局にあつては、官署支出官地方農政局総務管理官 殿)

〔 大臣の交付決定を受けている場合は官署支出官農
林水産省大臣官房予算課経理調査官
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は官署支出官内閣府沖縄総合事務局長総務部長 〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあつた事業について、農地集積・集約化
対策事業費補助金交付要綱第11第2項の規定に基づき、下記により金 円を交付されたく
請求する。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

平成 年 月 日現在

区分	補助事業 に要する 経費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完 了予定 年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
合 計										

- (注) 1 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2 第13のただし書きの規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報
告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

（注） 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 事業遂行状況（第 年 月 日～ 年 月 日、四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

（注） 区分欄には、別記様式第1号の記の「3経費の配分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号-1 (第14第1項関係)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金(〇〇〇〇)基金造成完了報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
3 添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付する。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった事業について、下記のとおり事業を実施したので、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第2項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
3 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
4 添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

大臣の交付決定を受けている場合は大臣
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている
場合は内閣府沖縄総合事務局長

住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第14第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名													
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の特例民法法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他管理費		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
	合 計	千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
(2) (1)以外の支出		
	支 出 内 容	支 出 先
		金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円(B)
7. その他		
	内 容	金 額
		千円
		千円
		千円
	合 計	千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その

他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。
- 4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事契約」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。